

## 法曹の養成に関するフォーラム運営要領

平成23年5月13日

- 1 会議は、座長が招集する。
- 2 座長は、議事を整理する。
- 3 座長は、有識者の中から、座長代理を指名する。座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。
- 4 関係政務、関係機関及びオブザーバーが会議に出席することができない場合は、代理の出席を可とする。
- 5 会議は、非公開とする。  
会議資料及び会議の議事録は、原則として、会議終了後速やかに公表する。
- 6 オブザーバーは、座長の許可を得て発言することができる。
- 7 その他、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って決める。